○防衛省告示第二百二十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、美保飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十一年十二月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十六号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項中「北緯三十五度二十九分三十二秒　東経百三十三度十四分十一秒」を「北緯三十五度二十九分三十六秒　東経百三十三度十四分二十一秒」に改める。

㈡　第二項中「Ｃ級」を「ａ級」に、「単車輪　五十九トン　複車輪　七十七トン」を「単車輪　八十二トン　複車輪　八十九トン　複々車輪　百七十五トン　複数車輪　二百十七トン」に改める。

㈢　第四項第一号中「二千メートル」を「二千五百メートル」に改め、同項第二号中「約三千六百メートル」を「約五千百メートル」に改め、「二十三メートル」の下に「、二十八・五メートル及び三十四メートル」を加え、同項第三号中「（一部アスファルト舗装）」を削る。

二　昭和三十五年防衛庁告示第三百三十七号の一部を次のとおり変更する。

㈠　第一項中「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項第一号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

㈡　第二項中「航空燈火」を「航空灯火」に、「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

㈢　第四項の表飛行場灯台の項中「毎十秒に二閃（五秒毎）」を「毎六十秒に二十四閃（二・五秒毎）」に改め、同表進入角指示灯の項中「西側三百八十一メートル、東側四百八メートル」を「西側四百二十二メートル、東側四百十九メートル」に改め、同表風向灯の項中「、風向指示器を白熱電灯で照明する」を「に一基、滑走路両末端付近で滑走路北側に各一基配置」に改め、同表着陸方向指示灯の項を削り、同表滑走路距離灯の項中「約二百八十五メートル」を「約三百メートル」に改め、同表過走帯灯の項の次に次のように加える。

誘導案内灯	蛍光放電灯、航空黄、不動光	航空黄百五十カンデラ	各誘導路と滑走路の接続点付近

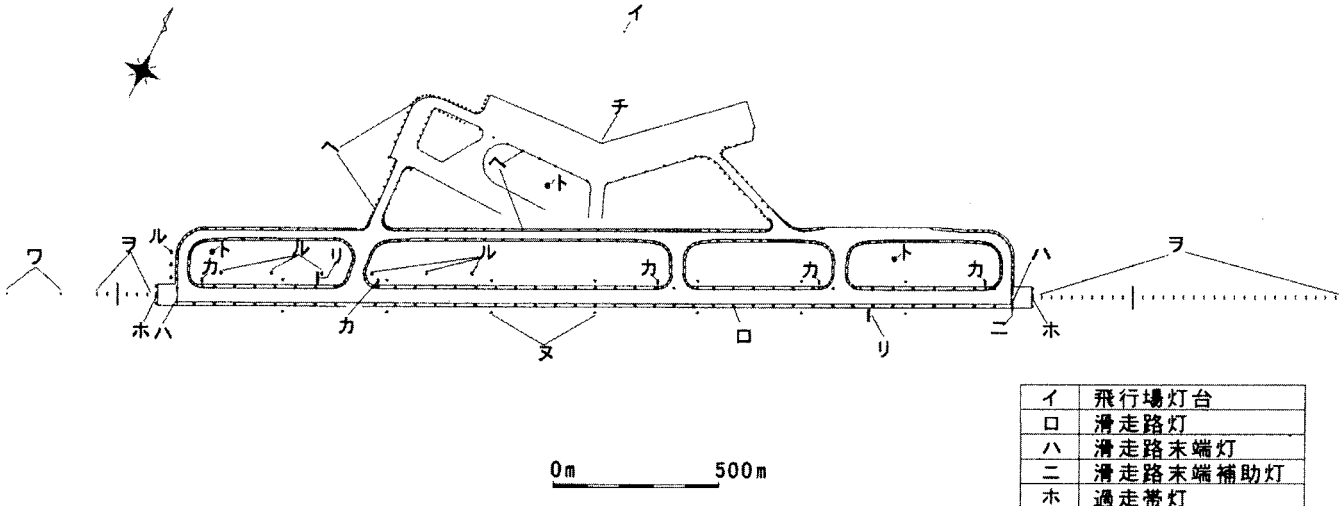
㈣　第五項第一号中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

㈤　第六項第一号中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に、「回転式標示燈」を「回転式標示灯」に、「より燈火」を「から灯火」に改める。

㈥　備考中「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「燈質　白熱電燈赤不動光」を「灯質　白熱電灯赤不動光」に改める。

㈦　第一図及び第二図を次のように改める。

美保飛行場　第一図



イ	飛行場灯台
ロ	滑走路灯
ハ	滑走路末端灯
ニ	滑走路末端補助灯
ホ	過走帯灯
ヘ	誘導路灯
ト	風向灯
チ	指向信号灯
リ	進入角指示灯
ヌ	滑走路距離灯
ル	旋回灯
ヲ	進入灯
ワ	進入灯台
カ	誘導案内灯